

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までA会社等において掘削、土木工事等に従事し、その後、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までB県C市所在のC会社D支店（最終粉じん事業場）において隧道工事及び道路工事作業に従事した。

被災者は、平成〇年〇月〇日付けをもって労働基準局長から、じん肺管理区分「管理2」、X線写真の像「PR₁」、療養の要否「否」の決定を受けた。その後、同年〇月〇日付けで労働基準法施行規則別表第1の2第5号に該当する疾病として続発性気管支炎により労災認定を受け、以後E病院において通院による加療を受けていたところ、平成〇年〇月〇日に死亡した。

死亡診断書によると、「死亡したとき：平成〇年〇月〇日午前〇時〇分、直接死因：肺炎、直接死因の原因：慢性呼吸不全、直接死因の原因の原因：じん肺症、続発性気管支炎」であった。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審

査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求代理人は、被災者はじん肺症とその合併症である続発性気管支炎を起因とした慢性呼吸不全状態に肺炎が合併し、死亡に至ったと主張している。

(2) 被災者は、じん肺管理区分「管理2」及び合併症の続発性気管支炎で療養を継続していたが、平成〇年〇月〇日、「直接死因：肺炎、直接死因の原因：慢性呼吸不全」により死亡した。死亡診断書を作成したF医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「(被災者の)死亡原因の呼吸不全はじん肺症及び続発性気管支炎と因果関係ありと考えられる。」と述べている。

一方、G医師は、平成〇年〇月〇日付け調査顛末書において、「肺機能検査結果を見ても肺機能の低下・増悪が見られませんので、死亡に至るまでの間に在宅酸素療法を継続していたということであれば、喫煙や高齢による肺機能の低下等が原因で肺炎により死亡したものと考えられます。」と述べている。

また、H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「じん肺の著明な進行を思わせるような画像所見や肺機能の進行を認めていない」、「(被災者において)肺炎の原因や誘因となりえることとして、痴呆による誤嚥性肺炎や食事の未摂取による全身状態の悪化、COPDによる呼吸不全など多くの因子が存在

する。」「誤嚥性肺炎、その肺炎を繰り返すことによる治療の難治化、高齢や痴呆であることやそれによる免疫力の低下、食事の未摂取があることから、死因につながるものが十分に考えられる。」と述べている。

上記医師の意見を踏まえ、当審査会において、本件一件記録を精査したが、決定書理由第2の2の(2)のアからウに説示のとおり、被災者のじん肺症及びその合併症はじん肺管理区分決定時より進行が認められない一方で、被災者に反復する誤嚥性肺炎の既往、高齢及び慢性閉塞性肺疾患(COPD)等呼吸不全を悪化させる因子が認められることから、G医師及びH医師の上記意見は妥当であると判断する。

(3) したがって、当審査会としても、被災者の死亡とじん肺症及びその合併症である続発性気管支炎との間には相当因果関係は認められないと判断する。

(4) なお、請求人及び請求代理人(併せて、以下「請求人ら」という。)は、肺炎の原因は誤嚥ではない旨の主張をしているが、被災者が入院していたE病院の診療録及び胸部CT画像所見をみると、G医師が平成〇年〇月〇日付け調査顛末書で述べているように、繰り返し誤嚥性肺炎を起こしている所見が認められることから、請求人らの主張は採用できない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。